



島根県報

平成18年 2月14日 (火)

第 1,751 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	1
換地処分	(")	1
保安林予定森林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	1
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	3
道路の供用開始	(")	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	4

告 示

島根県告示第121号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、隠岐郡海士町西福井土地改良区の定款変更を平成18年 2月 3日付けで認可した。

平成18年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第122号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、平成18年 2月 6日付けで県営土地改良事業に係る名島地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第123号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ1734 - 2、イ1734 - 4、イ1734 - 6、イ1786、イ1791、イ1791 - 1、イ1792、イ1792続 1、イ1792 - 2、イ1794 - 1、イ1796からイ1798まで、イ1798 - 1、イ1799、イ1799 - 1、イ1800、イ1801、イ1801 - 2、イ1802、イ1803、イ1804 - 1、イ1804 - 4、イ2109 - 1、イ2110、イ2110 - 1、イ2126 - 1、イ2126 - 2、イ2142 - 2

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ15、イ16、イ19、イ19 - 1、イ2347 - 1、イ2347 - 2、イ2347 - 3

- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第124号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2681 - 1、2681 - 5 から2681 - 7 まで

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2761 - 2、2761 - 3、2762

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第125号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長	
県 道	斐川出雲大社線	出雲市八島町2番2地先から同市大社町入南字浜根613番1地先まで	前	メートル 8.20 ~ 20.50	メートル 1,163.00	出雲土木建築事務所	交通安全工事 拡幅	
			後	13.00 ~ 22.00	1,163.00			
"	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字川内821番2地先から同大字621番5地先まで	前	8.00 ~ 17.00	161.00	川本土木建築事務所	災害防除工事 拡幅	
			後	14.00 ~ 52.00	161.00			
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字坊池境畑八250番1地先から同所字酢梅ヶ谷八336番6地先まで	前	A	3.50 ~ 9.00	724.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ拡幅 仮設道設置
				B	12.00 ~ 41.00	480.00		
			後	A	3.50 ~ 9.00	724.00		
				B	12.00 ~ 42.00	480.00		
"	浜田八重可部線	浜田市佐野町イ665番7地先から同市金城町下来原1066番1地先まで	前	6.00 ~ 15.00	723.50	浜田土木建築事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	9.00 ~ 43.00	723.50			

島根県告示第126号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	宍道湖公園線	松江市灘町214番1地先から同市寺町130番3地先まで	メートル 167.00	平成18年 2月14日	松江土木建築事務所	
"	邑智大森線	大田市水上町福原字小滝751番1地先から同所字神田583番4地先まで	180.00	"	川本土木建築事務所大田土木事業所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 島根県介護支援専門員協会
- 3 代表者の氏名
周藤重夫
- 4 主たる事務所の所在地
松江市袖師町6番20号 野津ビル205号室
- 5 定款に記載された目的
この法人は、個々の自立と生活の質の向上を目途にしたケアマネジメントの実践を担う介護支援専門員に対しその資質と技能の向上を図る事業を行うとともに、住民などへの保健、医療、福祉に関する啓発活動等を行うことにより、広く県民の生活支援に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 2 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

出雲市平野町454番地 1 外 6 筆

面積 4,977.23平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町95番地

いずも農業協同組合

代表理事組合長 萬代宣雄

